

使用の場所の一時的变化の届出に係る使用の目的を指定する告示の一部を改正する告示新旧対照条文

(平成十七年六月一日 告示第八十号) (施行日 平成十七年六月一日)

使用の場所の一時的变化の届出に係る使用の目的を指定する告示(平成三年十一月十五日科学技術庁告示第九号)

(傍線の部分は改正部分)

>

改 正 後	改 正 前
<p>使用の場所の一時的变化の届出に係る使用の目的を指定する告示</p> <p>示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第九 条第一項第五号の規定に基づき、使用の目的として次のものを指定す る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査 二 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査 三 ガンマ線密度計による物質の密度の調査 四 中性子水分計による土壌中の水分の質量の調査 	<p>使用の場所の一時的变化の届出に係る使用の目的を指定する告示</p> <p>示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第八 条第二項第五号の規定に基づき、使用の目的として次のものを指定す る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査 二 蛍光エックス線分析装置による物質中の元素の質量の調査 三 ガンマ線密度計による物質の密度の調査 四 中性子水分計による土壌中の水分の質量の調査